

**平成 29 年度三重県ベトナム・タイ経済交流ミッション派遣事業業務委託
仕様書**

1 事業の目的

伊勢志摩サミット開催を契機とした本県の国際展開を推進するとともに、県内企業の海外展開を促進するため、三重県がミッション団をベトナム・タイへ派遣する際に、現地での関係機関・企業への訪問等を円滑に行うために必要な行程管理や通訳及び専用車等の手配を委託することを目的とする。

2 委託業務の内容

(1) 委託業務名 平成 29 年度三重県ベトナム・タイ経済交流ミッション
派遣事業業務委託

(2) 委託期間 契約日から平成 29 年 12 月 28 日（木）までとする。

(3) ミッション行程 別紙行程案のとおり

(4) 業務の内容

平成 29 年度三重県ベトナム・タイ経済交流ミッション派遣事業が円滑に遂行できるよう、次のアからコの業務を実施すること。

ア ミッション団派遣の企画・運営・管理

- ① 行程においては、治安や衛生などに配慮し、参加者の安全が確保されること。
- ② ミッション団参加者（行政団 10 名、経済団 30 名程度を予定）の行程管理を適切かつ円滑に行うこと。
(行政団は県職員等、経済団は県内企業関係者等で構成し、それぞれの行程は別紙行程案のとおり。)
- ③ 実施にあたっては、ベトナム・タイ国内において、行程の管理を行う者（現地旅行会社等）による支援体制が講じられること。
- ④ 現地の正確な情報を入手して行程の企画・運営・管理を行うこと。

イ 航空券の手配

下記のとおり職員の航空券を手配すること。ただし、予算面、行程面を勘案した上でより良いフライト案があれば、提案すること。航空券代に加え、空港施設利用料、燃油サーチャージ、発券手数料等など航空券に係る経費を含めること。

(※行程、便名、人数は変更する場合がある。)

①主に行政団に随行する職員 Yクラス2名分(別紙行程案の行程B)

[往路] 平成29年11月12日(日)

中部国際空港発 TG645→スワンナプーム国際空港(バンコク) 着
スワンナプーム国際空港(バンコク) 発 TG556→

タンソンニャット国際空港(ホーチミン) 着

[現地移動]

平成29年11月15日(水)

タンソンニャット国際空港(ホーチミン) 発 TG551→

スワンナプーム国際空港(バンコク) 着

[復路] 平成29年11月17日(金)

スワンナプーム国際空港(バンコク) 発 TG644→中部国際空港着

②主に経済団に随行する職員 Yクラス2名分(別紙行程案の行程C)

[往路] 平成29年11月12日(日)

中部国際空港発 TG645→スワンナプーム国際空港(バンコク) 着
スワンナプーム国際空港(バンコク) 発 TG556→

タンソンニャット国際空港(ホーチミン) 着

[現地移動]

平成29年11月15日(水)

タンソンニャット国際空港(ホーチミン) 発(便未定)→

スワンナプーム国際空港(バンコク) 着

[復路] 平成29年11月17日(金)

スワンナプーム国際空港(バンコク) 発 TG644→中部国際空港着

③備考 別紙行程案の行程Aにより職員2名が渡航する予定であるが、航空券については、三重県が別途手配するため、当該航空券の手配及び経費は委託業務の対象外とする。

ウ 宿泊ホテルの手配

別紙行程表に応じて職員のホテルを手配し、その経費を見積もること。

(※宿泊日、場所、室数は変更する場合がある。)

【行政団】

行程A(2名)

平成29年11月13日(月)から2泊(ホーチミン) 2室

平成29年11月15日(水)から1泊(バンコク) 2室

原則として、1室1泊あたり(朝食含む)8,550円以下を1室、
11,425円以下を1室とし、これを上回る金額のホテルを提案する
場合は、その理由を明記すること。

行程B（2名）

平成29年11月12日（日）から3泊（ホーチミン）2室

平成29年11月15日（水）から1泊（バンコク）2室

原則として、1室1泊あたり（朝食含む）8,550円以下とし、これを上回る金額のホテルを提案する場合は、その理由を明記すること。

【経済団】

行程C（2名）

平成29年11月12日（日）から3泊（ホーチミン）2室

平成29年11月15日（水）から1泊（バンコク）2室

原則として、1室1泊あたり（朝食含む）8,550円以下とし、これを上回る金額のホテルを提案する場合は、その理由を明記すること。

- ・ホテルは安全性と経済性を十分考慮したうえで、交通至便な三つ星クラス以上の同一ホテル内に手配することとし、ホテル名を明記すること。（シングルルーム、朝食付き）

エ 食事の手配

行政団及び経済団の行程の中で必要となる昼食、夕食の必要人数分の食事の手配をすること。昼食、夕食場所の選定及び内容は三重県と十分に協議すること。

また11月13日に予定している交流会(夕食会)について必要な準備を行うこと。当該交流会において三重県が招待するゲスト分の費用10名分程度（一人当たり5,000円程度）を見積もること。

食事に係る行政団及び経済団の費用については、原則、帰国後、受託者が各参加者に請求し徴収すること。

オ 添乗員等の手配

参加者の行程管理及び安全確保の為、日本から対応可能な人員（英語及び日本語対応可能な添乗員）を行政団の全行程に同行させること。

カ 現地通訳の手配

下記の期間中、行政団の各訪問先において逐次通訳が可能な通訳を1名手配すること。政府関係機関等を表敬訪問するため、高度な通訳能力がある者とする。面談時間が夜間となった場合も対応可能とすること。

平成29年11月14日（火） 日越通訳（想定時間10時間）

平成29年11月15日（水） 日タイ通訳（想定時間6時間）

平成29年11月16日（木） 日タイ通訳（想定時間10時間）

キ 専用車両の手配

行政団の各訪問先での移動のため、別紙行政団行程表に係る下記の期間について、

専用車 1 台を手配すること。有料道路通行料金や駐車料金等、必要な諸経費を見積もりに含めること。

専用車は、20 名程度が乗車できる車両で、スーツケース等の荷物が収納でき、移動時間が夜間や深夜となった場合も対応可能とすること。

また、円滑な移動が行えるよう、日本語が分かる現地ガイドを帯同させることとする。

[専用車]

① 平成 29 年 11 月 13 日（月）：

タンソンニャット国際空港（ホーチミン）→ホーチミン市内→宿泊先

② 平成 29 年 11 月 14 日（火）：

宿泊先→ホーチミン市内→宿泊先

③ 平成 29 年 11 月 15 日（水）：

宿泊先→タンソンニャット国際空港（ホーチミン）

スワンナプーム国際空港（バンコク）→バンコク市内→宿泊先

④ 平成 29 年 11 月 16 日（木）：

宿泊先→バンコク市内→バンコク郊外→スワンナプーム国際空港（バンコク）

ク モバイル WiFi ルーターの手配

ベトナム、タイ滞在中、現地での移動の際などにもインターネットへの接続が可能となるよう、必要な機器（WiFi ルーター）を 2 台（行程 B 職員用 1 台と行程 C 職員用 1 台）手配すること。

ケ 経済団の旅行の手配

本ミッションに参加する経済関係者（30 名程度）の旅行（航空券、現地移動、宿泊先、食事等）について、必要分の手配をすること。経済関係者の行程管理のため、各種手配について、三重県と十分に協議すること。なお、経済団行程に同行する職員 2 名分の食事について、あわせて手配すること。ただし、経済関係者の航空券、現地移動、宿泊、食事に係る費用については、帰国後、受託者が各参加者に請求し徴収すること。

コ 実施報告書の作成

本ミッション派遣事業の実施状況をまとめた報告書（様式任意）を作成し、三重県国際戦略課あて提出することとする。

なお、提出にあたっては、いずれも電子ファイル一式及び紙ベース 2 部を提出することとする。

・提出先

三重県津市広明町 1 3 番地 三重県雇用経済部国際戦略課国際調整班

(5) 契約上限額

2, 215, 292円

(消費税及び地方消費税を含む。これを超える提案及び契約はできない。)

(6) 納品物

ア 委託業務実施内容及び実施スケジュールを記載した「委託業務計画書」
(原則としてA4版・両面印刷) 2部(提出時期:委託業務着手時)

イ 2(4)コにかかる委託業務実施結果を記載した「委託業務報告書」
(原則としてA4版・両面印刷) 2部

ウ 2(4)ア～コにかかる成果物 各2部

エ 紙媒体以外による実施の場合は写真等履行が確認できるもの 2部

オ その他 実施内容説明に必要と思われる資料 各2部

(7) 納入場所

三重県津市広明町13番地 三重県雇用経済部国際戦略課国際調整班

(8) 納入期限

平成29年12月28日(木)

(9) 業務実施上の条件

ア 委託業務の実施にあたっては、実施内容を三重県と協議しながら進めるものとします。

イ 上記の協議の結果、業務実施内容が変更となる場合があります。

ウ 業務実施内容の変更の結果、委託金額の増減があった場合は、委託業務の額の変更契約を締結することがあります。

エ 委託期間内において、月1回程度、必要に応じて三重県との業務内容打ち合わせを実施し、業務の進捗状況及び今後の実施予定等を確認するものとします。

オ 委託業務を円滑に推進するための実施体制として、旅行会社の専門知識を有する職員(総合旅行業務取扱管理者)を配置するものとします。

カ 旅行商品の企画及び販売にあたっては、旅行業法等の法令を遵守するとともに、必要な運営管理を行うものとします。

(10) 個人情報取扱に関する罰則事項

個人情報を取り扱う場合、委託を受けた事務に従事している者もしくは従事していたもの等に対して、個人情報の取扱いに係る関係法令に違反した場合には、罰則の適用があるので、留意すること。

(11) 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規程により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に

基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがきるものとします。

(12) 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

ア 通報等の義務

受注者が契約の履行にあたって、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

- ①断固として不当介入を拒否すること。
- ②警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする事。
- ③発注所属に報告すること。
- ④契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

イ 通報を怠った場合の措置

委託者は、受託者がア①または②の義務を怠ったときは「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。